

別紙1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 笠間市わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び笠間市から求められた場合には、それに応じます。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、同要綱第10条に定める返還請求を行う場合があります。
  
- 2 以下の場合には、笠間市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に笠間市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 笠間市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に笠間市以外の市区町村に転出した場合：半額
  
- 3 私（及び世帯員）は、暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力との関係を有する者ではありません。
  
- 4 笠間市わくわく茨城生活実現事業に関する個人情報について、事務処理の際に必要な情報の確認、国や県への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村又は当市の組織内において、情報の提供、又は確認することに同意いたします。

上記事項についてすべて承諾いたします。

年 月 日

笠間市長 様

住所

申請者

氏名